

福利厚生センター事業利用要綱

(事業目的)

第1条 この事業は、一般社団法人北海道民間社会福祉事業職員共済会共済運営規程第42条により、社会福祉法第102条に基づく社会福祉法人福利厚生センター（以下「福利厚生センター」という。）と福利厚生契約を結び、福利厚生センターの事業を利用して、被共済職員の福利厚生を充実させることを目的とする。

(実施主体・方法)

第2条 一般社団法人北海道民間社会福祉事業職員共済会（以下「共済会」という。）が、福利厚生センターと福利厚生契約を結んで実施する。この福利厚生契約のため、共済会は福利厚生センターに対し、利用対象事業に基づいて算定される掛金を支払う。

共済会はこの事業の推進のため、会員及び被共済職員に対し、事業内容及び利用方法の周知に努めるものとする。

(利用対象事業)

第3条 会員及び被共済職員が利用できる事業は、以下の通りとする。

- (1) 死亡弔慰金（会員・配偶者）、高度障害・後遺障害見舞金、入院・手術見舞金、災害見舞金
- (2) 入学お祝品贈呈（小学校・中学校）
- (3) 健康生活用品給付、電話健康相談、スポーツクラブ
- (4) 各種講習会（e-ラーニングを含む）
- (5) 指定保養所助成、会員制リゾート施設
- (6) 特別提携住宅ローン、特別資金ローン
- (7) 各種団体保険
- (8) ソウェルクラブ“クラブオフ”
- (9) 提携企業による事業
- (10) 地域開発メニュー
- (11) 会員情報誌、ホームページ、ハンドブック、会員手帳、カレンダー

(事業利用方法)

第4条 会員が福利厚生センター事業を利用する場合は、福利厚生センターが定める各事業要綱及び事務マニュアルに従って福利厚生センターに申請をするものとする。

被共済職員が福利厚生センター事業を直接利用する場合は、申請書類の提出あるいは会員証の提示などハンドブックまたは各事業案内に示される方法により利用するものとする。

(変更)

第5条 この要綱を変更する場合は、共済会会長の決裁による。

附 則

この要綱は、2024年4月1日から施行する。